

宿田曾漁港における放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定について

令和7年1月7日
三重県農林水産部水産基盤整備課

平素は、三重県行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。
現在、宿田曾漁港内では船舶が放置され、油漏れによる漁業被害等が懸念されており、このような現状を改善するための一環として、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項により「放置等禁止区域」及び「放置等禁止物件」を指定することになりましたのでお知らせします。

これにより、みだりに下記の指定物件を捨て、又は放置することが禁止されます。また、これに違反した場合、行政指導等の対象となり、刑罰が科せられることがあります。

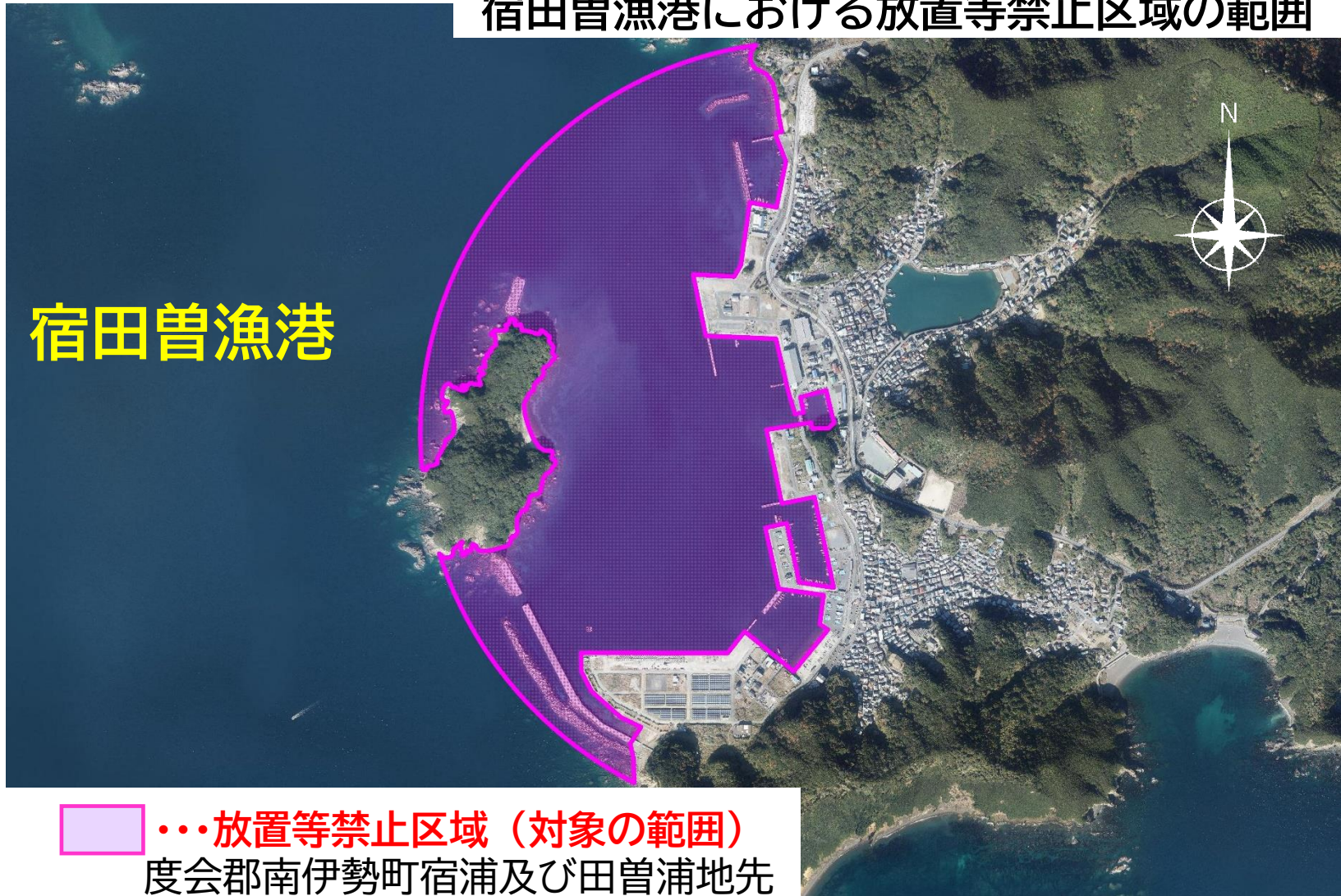
記

1 放置等禁止区域の範囲
度会郡南伊勢町宿浦及び田曾浦地先【下図参照】

2 放置等禁止物件の指定
次の(1)、(2)及び(3)の船舶並びに(4)の工作物とします。
(1) 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶
(2) 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶
(3) 沈没していると認められる船舶
(4) いかだ、浮棧橋等工作物（それぞれ漁業用は除く）

3 適用の日
令和7年1月20日（月）

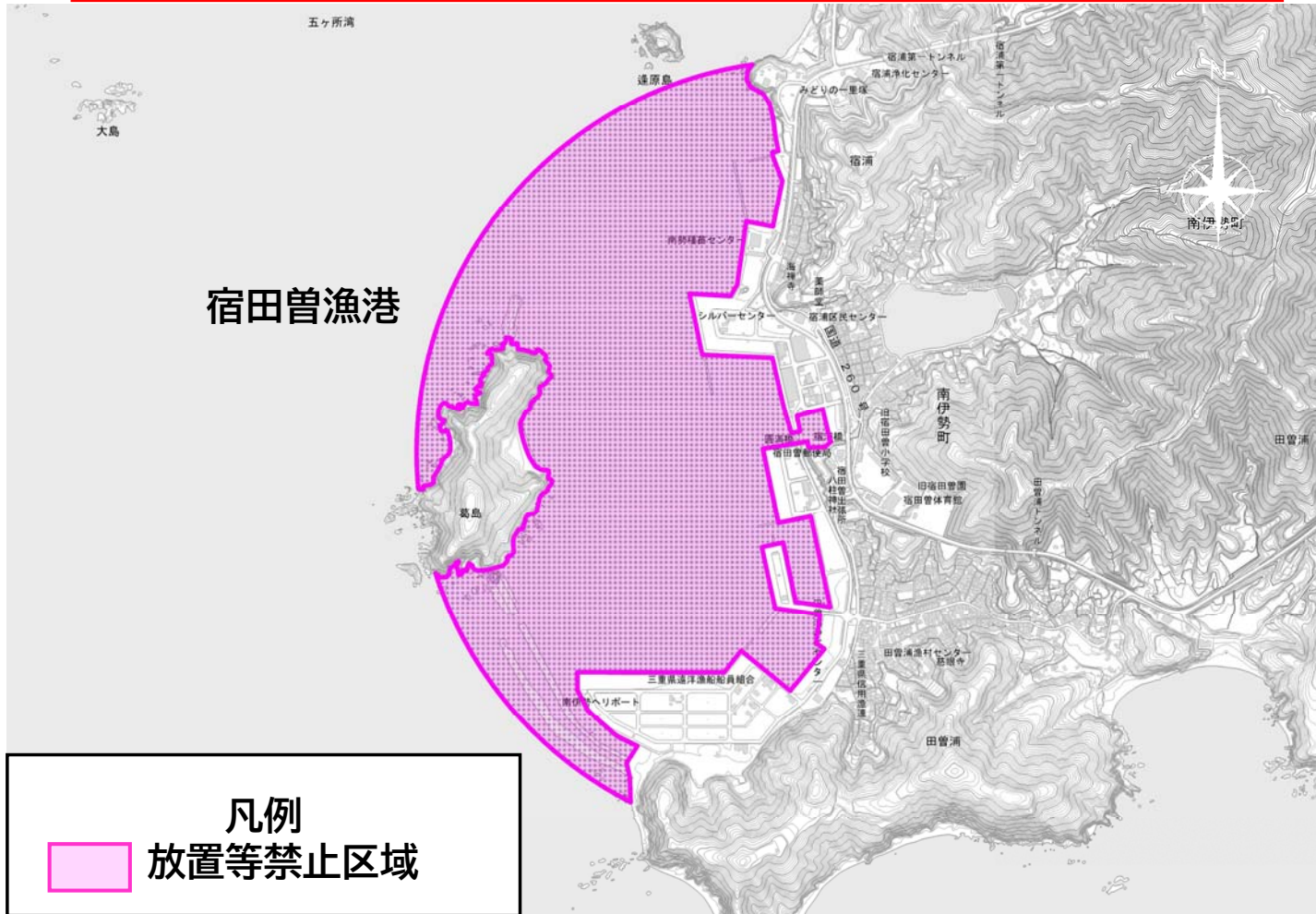
宿田曾漁港における放置等禁止区域の範囲



この地図は、三重県市町総合事務組合所管の三重県共有デジタル地図をM-GISを利用しています。

【連絡先】 三重県農林水産部水産基盤整備課 電話 059-224-2609

漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項による
「**放置等禁止区域**」の指定



この地図は、三重県市町総合事務組合所管の三重県共有デジタル地図をM-GISにて利用しています。